

令和7年第1回神奈川県議会定例会議案

(令和6年度 条例その他 その2)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 180 号 議 案	建設事業に対する市町負担金について	1

建設事業に対する市町負担金について

県で実施する建設事業に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。
既定の負担額を変更するもの

事業名	市町名	既定額	変更額
農地保全事業	小田原市	500 ^{千円}	2,500 ^{千円}
湛水防除事業	小田原市	5,497	31,612
〃	大井町	439	2,526
県営漁港整備事業	小田原市	500	4,000
〃	三浦市	22,700	45,950
相模川流域下水道事業	相模原市	291,830	318,234
〃	平塚市	129,871	141,625
〃	藤沢市	8,868	9,672
〃	茅ヶ崎市	99,961	109,004
〃	厚木市	129,799	141,553
〃	伊勢原市	19,718	21,504
〃	海老名市	69,864	76,187
〃	座間市	50,566	55,144
〃	綾瀬市	13,858	15,113
〃	寒川町	33,262	36,279
〃	大磯町	13,131	14,321
〃	愛川町	28,027	30,569

令和7年2月12日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

(提案理由)

県が行う建設事業で市町を利するものについて、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるため、土地改良法第91条第6項、地方財政法第27条第2項及び下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものであります。